

# 船舶事故調査報告書

平成22年10月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
委員 山本 哲 也  
委員 根本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成21年12月18日 19時50分ごろ
発生場所	長崎県平戸市田平港西防波堤 田平港西防波堤灯台から真方位152°180m付近 (概位 北緯33°21.7′ 東経129°34.5′)
事故調査の経過	平成22年1月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第六十一幸栄丸、698トン 134544、株式会社村瀬海運 82.02m×13.80m×7.40m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成7年1月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和44年3月20日 免状交付年月日 平成21年7月15日 免状有効期間満了日 平成26年11月27日 一等航海士 男性 58歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和50年2月21日 免状交付年月日 平成20年2月13日 免状有効期間満了日 平成25年2月20日
死傷者等	なし
損傷	本船 バルバスバウに凹損及びき裂、右舷外板に擦過傷等 防波堤 電柱に損壊等
事故の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか3人が乗り組み、平戸島西方を約6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北進していたが、船首方からの強い風浪を受けて予定針路を航行できなくなったことから、船橋当直中の一等航海士は、平戸島東岸の平戸瀬戸を通航することとし、船長に報告することなく、平成21年12月18日17時00分ごろ平戸瀬戸に向けて反転した。 船長は、19時30分に起床して食堂で食事をとっていたところ、乗組員から、間もなく平戸大橋を通過すると知らされ、急いで昇橋した。 一等航海士は、平戸大橋手前付近を約015°（真方位、以下同じ。）の針路及び約12knの速力で、自動操舵により航行中、19時47分ごろ

	<p>船長が昇橋してきたので操船を交代した。</p> <p>船長は、前方にぼんやりと建物や街灯りが見え、陸岸とまだ距離があると思い、また、反航船がいることも考えられたので、航路の右側を航行しようと平戸大橋を通過してすぐには左転しなかった。</p> <p>船長は、船首方向の街灯りを見ながら北進中、突然船首方100m付近に防波堤が見えてきたことから、舵を手動操舵に切り替えて左舵35°を取り、機関を後進にかけたが、19時50分ごろ、船首が約000°を向き、速力が約8knになったとき、船首部が田平港西防波堤（以下、本件防波堤という。）の南面に衝突した。</p> <p>その後、本船は、平戸島川内湾に投錨して損傷箇所に応急措置を施し、修理のため自力で山口県柳井市に向かった。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4</p> <p>海象：潮流 平戸大橋北方約1海里的瀬戸中央部には約3knの北流があった。</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船の船橋当直は、船長、一等航海士及び二等航海士による3時間30分の単独3直制で、事故当時、17時から20時30分まで一等航海士の当直で、20時30分から船長の当直であった。</p> <p>船長は、平戸瀬戸の通航経験が20回程度あったが、他の乗組員は通航経験が少なかったため、夜間は、平戸瀬戸を通航しないようにしていた。また、一等航海士は、日中に2回、平戸瀬戸を通航したことがあった。</p> <p>船長は、出港時、船橋当直者に平戸島西方を北進するよう海図に針路を記載し、指示していた。</p> <p>船長は、昇橋した際、レーダーやGPSプロッターを使用して本船の位置を確認しなかった。</p> <p>本件防波堤上には、電柱が10本あり、うち3本の電柱に水銀灯が設置されており、平戸大橋付近を北進する船舶からは、夜間、本件防波堤上の水銀灯の背後に田平町の街灯や建物の灯りが見える。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、平戸瀬戸の平戸大橋付近を北進中、船長が、本件防波堤の後背地の灯火により、本件防波堤に気付かず、陸岸までの距離に余裕があると思い、船位の確認を行わなかったため、本件防波堤に接近していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、平戸瀬戸を通航する予定ではなかったこと、また、昇橋して操船を交代した直後であったことから、航路状況を把握していなかったものと考えられる。</p> <p>一等航海士は、自ら操船して平戸瀬戸を通航しようとしたものと考えられる。</p> <p>一等航海士が、航海計画を変更して平戸瀬戸を通航することを船長に報告していれば、平戸瀬戸</p>

		を通航する際、船長が余裕を持って昇橋して航路状況を把握し、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が平戸瀬戸の平戸大橋付近を北進中、船長が、船位の確認を行わなかったため、本件防波堤に接近していることに気付かず、本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。	